

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

〔改 正〕	〔現 行〕
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第42条～第44条 (略)</p> <p>第2節 通信利用の制限</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第45条 X i サービス、F O M A サービス並びに回線卸X i 及び回線卸F O M A (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5 (通信の優先的取扱いに係る機関名) に掲げる機関に提供しているX i サービス (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。) をとることがあります。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 当社は、前5項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された又は当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約、ケータイ補償サービスご利用規約又はケータイ補償サービスfor iPhone & iPadご利用規約 (以下この条において「ケータイ補償お届けサービスご利用規約等」といいます。) に規定する旧電話機 (その端末設備の購入日から起算して当社が定める期間内に、ケータイ補償お届けサービスご利用規約等の規定に基づき補償対象となったものに限ります。) であると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。</p> <p>7～10 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第46条～第46条の2 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第10章～第14章 (略)</p>	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第42条～第44条 (略)</p> <p>第2節 通信利用の制限</p> <p>(通信利用の制限)</p> <p>第45条 X i サービス、F O M A サービス並びに回線卸X i 及び回線卸F O M A (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5 (通信の優先的取扱いに係る機関名) に掲げる機関に提供しているX i サービス (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。) をとることがあります。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 当社は、前5項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為又はその他法令に違反する行為により取得されたと当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。</p> <p>7～10 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第46条～第46条の2 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第10章～第14章 (略)</p>

料金表

通則

1～25 (略)

(注) (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用	
(1) Xiの基本使用料の適用	ア～セ (略)
(1) の2～(4) の2 (略)	(略)

2 (略)

第3 通信料

1 適用

2 料金額

2-1～2-3 (略)

2-4 ショートメッセージ通信モードに係るもの

2-4-1 2-4-2以外のもの

送信1回ごとに

料金種別		料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
Xi シ ョ ー リ	1～70文字 (半角英数字のみの場合 1～160文字)	3円(3.24円)
	71～134文字 (半角英数字のみの場合 161～306文字)	6円(6.48円)

料金表

通則

1～25 (略)

(注) (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用	
(1) Xiの基本使用料の適用	ア～セ (略) ソ FOMAに係る第1種契約 (データ専用プランに限ります。)の解除と同時に新たにXi契約 (データ専用プランに限ります。)を締結 (その契約者との最初の締結であると当社が認める場合に限りま す。)する場合は、その締結があった日を含む歴月について、FOMA Aに係る第1種契約に係る基本料の支払いを要しません。
(1) の2～(4) の2 (略)	(略)

2 (略)

第3 通信料

1 適用

2 料金額

2-1～2-3 (略)

2-4 ショートメッセージ通信モードに係るもの

2-4-1 2-4-2以外のもの

送信1回ごとに

料金種別		料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
Xi ショートメッセージ通信料		3円(3.24円)

ト メ ッ セ ー ジ 通 信 料	135～ 201文字 (半角英数字のみの場合 307～ 459文字)	9円(9.72円)
	202～ 268文字 (半角英数字のみの場合 460～ 612文字)	12円(12.96円)
	269～ 335文字 (半角英数字のみの場合 613～ 765文字)	15円(16.2円)
	336～ 402文字 (半角英数字のみの場合 766～ 918文字)	18円(19.44円)
	403～ 469文字 (半角英数字のみの場合 919～1071文字)	21円(22.68円)
	470～ 536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字)	24円(25.92円)
	537～ 603文字 (半角英数字のみの場合1225～1377文字)	27円(29.16円)
	604～ 670文字 (半角英数字のみの場合1378～1530文字)	30円(32.4円)

2-4-2 国際ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信1回ごとに

	料 金 種 別	料 金 額
X i 国 際 シ ョ ー ト メ ッ セ ー ジ 通 信 料	1～ 70文字 (半角英数字のみの場合 1～ 160文字)	50円
	71～ 134文字 (半角英数字のみの場合 161～ 306文字)	100円
	135～ 201文字 (半角英数字のみの場合 307～ 459文字)	150円
	202～ 268文字 (半角英数字のみの場合 460～ 612文字)	200円
	269～ 335文字 (半角英数字のみの場合 613～ 765文字)	250円
	336～ 402文字 (半角英数字のみの場合 766～ 918文字)	300円
	403～ 469文字 (半角英数字のみの場合 919～1071文字)	350円
470～ 536文字	400円	

2-4-2 国際ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信1回ごとに

	料 金 種 別	料 金 額
X i	国際ショートメッセージ通信料	50円

(半角英数字のみの場合1072～1224文字)	
537～ 603文字 (半角英数字のみの場合1225～1377文字)	450円
604～ 670文字 (半角英数字のみの場合1378～1530文字)	500円

第4～第6 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	アメリカ合衆国 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第4～第6 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表7 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	アメリカ合衆国 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Verizon Wireless	11	二	$\frac{A}{\bullet}$ I	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	ペルー共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telefonica del Peru S. A. A.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		TELENOR MYANMAR	6	—	A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	クック諸島	Telecom Cook Islands Limited	13	—	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフ						

	ペルー共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Teleonica Moviles S. A.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		TELENOR MYANMAR	△6	—	△A	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	クック諸島	Telecom Cook Islands Limited	13	—	△A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフ						

リカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成26年12月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表9 (略)

附 則 (平成26年10月24日経企第1129号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、ショートメッセージ通信モードに関する部分は平成26年10月29日から、基本使用料に関する部分は平成26年11月19日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならないX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 経企第1251号(平成26年1月10日)の附則第4項第1号に次のオを追加します。
オ X i データプラン等に係るX i 契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係るX i 契約を締結(その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第1表第3(通信料)の(8)の2に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第1表第3の(8)の3に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。)する場合は、その締結があった日を含む歴月について、そのX i データプラン等の基本使用料の支払いを要しません。
- 4 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項第1号に次のオ及びカを追加します。
オ 旧プランX i (タイプX i 及びタイプX i にねんに限ります。)に係るX i 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係るX i 契約を締結(その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限ります。)する場合は、その締結があった日を含む歴月について、その旧プランX i の基本使用料の支払いを要しません。
カ 旧プランX i (タイプX i 及びタイプX i にねんを除きます。)に係るX i 契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係るX i 契約を締結(その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第1表第3(通信料)の(8)の2に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第1表第3の(8)の3に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。)する場合は、その締結があった日を含む歴月について、その旧プランX i の基本使用料の支払いを要しません。

リカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成26年11月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表9 (略)

(1) の 2～(8) (略)	(略)
--------------------	-----

2 (略)

第3 通信料
1 適用

2 料金額

2-1～2-3 (略)

2-4 ショートメッセージ通信モードに係るもの
2-4-1 2-4-2以外のもの

送信1回ごとに

料 金 種 別	料 金 額	
	次の税抜額(カッコ内は税込額)	
F O M A シ ョ ー ト メ ッ セ ー ジ 通 信 料	1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字)	3円(3.24円)
	71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字)	6円(6.48円)
	135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字)	9円(9.72円)
	202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字)	12円(12.96円)
	269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字)	15円(16.2円)
	336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字)	18円(19.44円)
	403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字)	21円(22.68円)
	470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字)	24円(25.92円)
	537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1377文字)	27円(29.16円)
604～670文字 (半角英数字のみの場合1378～1530文字)	30円(32.4円)	

(1) の 2～(8) (略)	(略)
--------------------	-----

2 (略)

第3 通信料
1 適用

2 料金額

2-1～2-3 (略)

2-4 ショートメッセージ通信モードに係るもの
2-4-1 2-4-2以外のもの

送信1回ごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額(カッコ内は税込額)
F O M A ショートメッセージ通信料	3円(3.24円)

2-4-2 国際ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信1回ごとに

料 金 種 別	料 金 額
F O M A 国際ショートメッセージ通信料 1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字)	50円
71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字)	100円
135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字)	150円
202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字)	200円
269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字)	250円
336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字)	300円
403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字)	350円
470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字)	400円
537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1377文字)	450円
604～670文字 (半角英数字のみの場合1378～1530文字)	500円

第4～第6 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミン

2-4-2 国際ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信1回ごとに

料 金 種 別	料 金 額
F O M A 国際ショートメッセージ通信料	50円

第4～第6 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミン

		グに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	アメリカ合衆国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ペルー共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telefonica del Peru S. A. A.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		TELENOR MYANMAR	6	—	A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		グに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	アメリカ合衆国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Verizon Wireless	11	—	$\frac{A}{\bullet}$ I	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ペルー共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Teleonica Moviles S. A.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ミャンマー連邦共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		TELENOR MYANMAR	△6	—	△A	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	クック諸島	Telecom Cook Islands Limited	13	—	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成26年12月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表10 (略)

附 則(平成26年10月24日経企第1129号)
(実施期日)

- この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、ショートメッセージ通信モードに関する部分は平成26年10月29日から、基本使用料に関する部分は平成26年11月19日から実施します。
(経過措置)
- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(その他)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	クック諸島	Telecom Cook Islands Limited	13	—	△A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成26年11月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表10 (略)

- 3 経企第 848号（平成17年10月25日）の附則第 3 項第 1 号に次のウを追加します。
- ウ 旧プランFOMAに係るFOMA契約の解除と同時に新たに第 2 種契約（総合利用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限ります。）又は新たにXiサービス契約約款に規定するXi契約（総合利用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限ります。）する場合は、その締結があった日を含む歴月について、その旧プランFOMAの基本使用料の支払いを要しません。
- 4 経企第1200号（平成22年 2 月22日）の附則第 3 項第 1 号に次のウを追加します。
- ウ ファミリーワイド等に係るFOMA契約の解除と同時に新たに第 2 種契約（総合利用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限ります。）又は新たにXiサービス契約約款に規定するXi契約（総合利用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合に限ります。）する場合は、その締結があった日を含む歴月について、そのファミリーワイド等の基本使用料の支払いを要しません。
- 5 経企第 294号（平成21年 6 月24日）の附則第 5 項第 1 号に次のカを追加します。
- カ 定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMA契約の解除と同時に新たに第 2 種契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第 1 表第 3（通信料）の(7)の 3 に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第 1 表第 3 の(7)の 4 に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）又は新たにXiサービス契約約款に規定するXi契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時にXiサービス契約約款に規定するデータ定額パックの選択又は共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）する場合は、その締結があった日を含む歴月について、定額データプランHIGH-SPEEDの基本使用料の支払いを要しません。
- 6 経企第1251号（平成26年 1 月10日）の附則を次のように改めます。
- (1) 第 5 項第 1 号に次のオを追加します。
- オ 定額データプランスタンダードに係るFOMA契約の解除と同時に新たに第 2 種契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第 1 表第 3（通信料）の(7)の 3 に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第 1 表第 3 の(7)の 4 に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）又は新たにXiサービス契約約款に規定するXi契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時にXiサービス契約約款に規定するデータ定額パックの選択又は共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）する場合は、その締結があった日を含む歴月について、定額データプランスタンダードの基本使用料の支払いを要しません。
- (2) 第 6 項第 1 号に次のクを追加します。
- ク 定額データプランフラットに係るFOMA契約の解除と同時に新たに第 2 種契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時に料金表第 1 表第 3（通信料）の(7)の 3 に規定するデータ定額パックの選択又は料金表第 1 表第 3 の(7)の 4 に規定する共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）又は新たにXiサービス契約約款に規定するXi契約（データ専用プランに係るものに限ります。）を締結（その契約者との最初の契約であると当社が認める場合であって、その契約の締結と同時にXiサービス契約約款に規定するデータ定額パックの選択又は共有代表回線とのデータ定額共有の選択があったときに限ります。）する場合は、その締結があった日を含む歴月について、定額データプランフラットの基本使用料の支払いを要しません。

(掲示)

個別信用購入あっせん契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(期限の利益喪失)</p> <p>第11条 購入者は、次のいずれかに該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 購入者は、次のいずれかに該当したときは、当社(第16条の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となるその第三者)の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>購入者が第19条(反社会的勢力の排除)第1項各号のいずれかに該当すること若しくは第19条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第19条第1項若しくは第19条第2項の規定に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は前項に規定する調査等に応じない若しくは調査等において虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾すること又は本契約を継続することが不適切であると当社が認めるとき。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第11条の2 <u>当社は、購入者が次のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。</u></p> <p>(1) <u>自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</u></p> <p>(2) <u>差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。</u></p> <p>(4) <u>本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。</u></p> <p>2 <u>購入者は、前項の適用により、購入者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。</u></p> <p>第12条～第18条 (略)</p> <p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第19条 購入者は、購入者が、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 当社は、購入者が第1項各号のいずれかに該当すること若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項若しくは第2項の規定に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は前項に規定する調査等に応じない若しくは調査等において虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことができるものとします。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(期限の利益喪失)</p> <p>第11条 購入者は、次のいずれかに該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 購入者は、次のいずれかに該当したときは、当社(第16条の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となるその第三者)の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第12条～第18条 (略)</p> <p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第19条 購入者は、購入者が、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 当社は、購入者が第1項各号のいずれかに該当すること若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項若しくは第2項の規定に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は前項に規定する調査等に応じない若しくは調査等において虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾すること又は本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、<u>本契約の申込みを承諾しないこと又は本契約を解除することができるものとします。</u></p> <p>5 <u>購入者は、前項の規定により本契約が解除されたときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。</u></p> <p>6 (略)</p>

--	--